

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 計画の構成
- 4 緑とは
 - (1) 緑の定義
 - (2) 緑の機能と役割
 - (3) 緑地の分類
 - (4) 緑地の確保目標で計上する緑地



緑の基本計画

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

「藤沢市緑の基本計画」は、1999年（平成11年）2月に策定された「藤沢市都市マスタープラン*」を受け、緑に関する内容をより具現化し、本市の環境を保全・創出していく基本的な考え方を示すための計画として2000年（平成12年）3月に策定しました。

この「藤沢市緑の基本計画」は、それまでの本市の緑に関する都市計画行政や緑化推進施策をふまえ、「ふじさわ総合計画2020」で示された本市の将来像「湘南の海に開かれた生涯都市藤沢～歴史と文化と自然のネットワークするまち」の実現をめざすため、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げました。そして、この将来像を実現するため、「緑地の保全」と「緑化の推進」について新たな目標を定め、現在まで様々な方策により緑地の保全と緑化の推進につとめてきました。

この緑の基本計画の策定から10年以上が経過し、その間に社会情勢の変化や関連法制度の制定や改正が行われ、これらに加えて市民ニーズの多様化や、地球温暖化対策など、緑を取り巻く状況は大きく変化しました。

また、本市では2011年（平成23年）4月に「藤沢市新総合計画*」を策定し、『「私たちの政府」が創る、いまも未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」』を将来像とした、新しい都市ビジョンと方向性を掲げました。

このような様々な状況の変化に対応するため、現在までの実施状況や成果の検証を踏まえ、現実在即した、より実効性のある、市民に親しみやすい、新しい「藤沢市緑の基本計画」をここに策定します。

※ここからは、新しく策定する「藤沢市緑の基本計画」を「本計画」、2000年3月策定の「藤沢市緑の基本計画」を「当初計画」と記載します。

※語句の右肩に「*」マークがあるものは「参考資料」の「6 用語の解説」に概要を記載しています。

（参考）緑の基本計画策定の意義

緑の基本計画の策定は、次のような意義をもっています。

緑の空間的な整合性の確保

緑はネットワークを形成するように整備することが重要であり、また、緑の多様な機能に応じた配置が必要です。本計画の策定により、空間的に整合性のある緑の形成をはかることが可能となります。

多様な主体間の一体性の確保

緑地の保全や緑化の推進をはかるためには市民・事業者・行政などの協力を必要とし、また、行政内部においても関係部局の協力が必要です。本計画の策定により、多様な主体が協力し一体となって緑を形成することが可能となります。

施策間の総合性の確保

都市計画や開発に関する緑化施策など、その保全の優先度や規制などについて、計画的に整合性をもって適用されることが必要です。本計画の策定により、施策間の一体性の確保や総合性の確保が可能となります。

緑の機能の戦略的配置

緑には多種多様な種類があるため、これらの特質を活かし、緑の役割分担をはかり、都市に必要な緑の機能を満たすことが必要です。本計画の策定により、機能分担に配慮しつつ、戦略的に緑を配置することが可能となります。

施策等の一貫性の確保

緑の形成には長期間の行政施策や民間の活動が必要です。計画策定により、施策の一貫性が担保、確保されます。

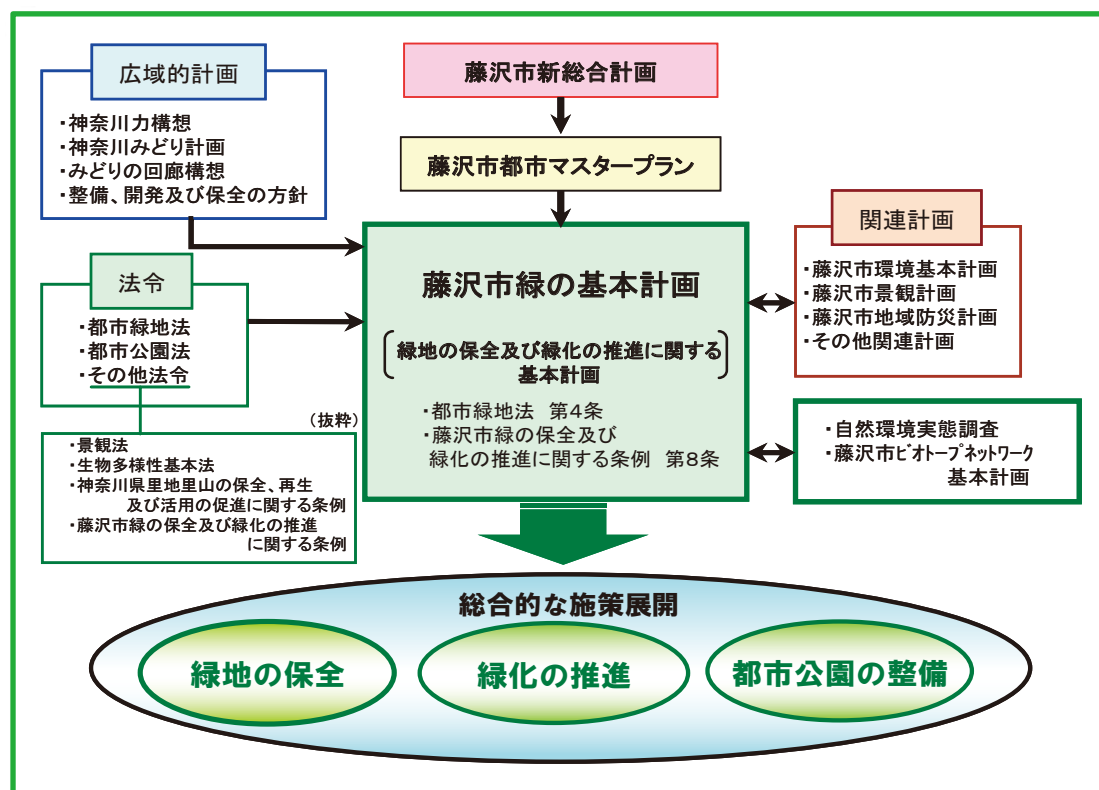
参考：「新編 緑の基本計画ハンドブック」(社)日本公園緑地協会

1-2 計画の位置づけと役割

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に根拠をおき、正式名称を「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」といい、市域における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、緑とオープンスペース*に関する総合的な計画です。

本計画は、「都市緑地法」第4条第1項及び「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第8条第1項に基づき策定するもので、「藤沢市新総合計画」の部門別計画として、その内容に即するとともに、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」に適合し、「環境基本計画*」や「景観計画*」、「藤沢市ビオトープネットワーク基本計画*」などの市の計画、施策と連携、整合するものです。

「緑の基本計画」を策定することにより、「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」が一体となった総合的な施策展開が可能となり、より効果的、効率的な都市の緑の保全・創出が実現できることとなります。



【関連する主な計画などと緑の基本計画との関係】

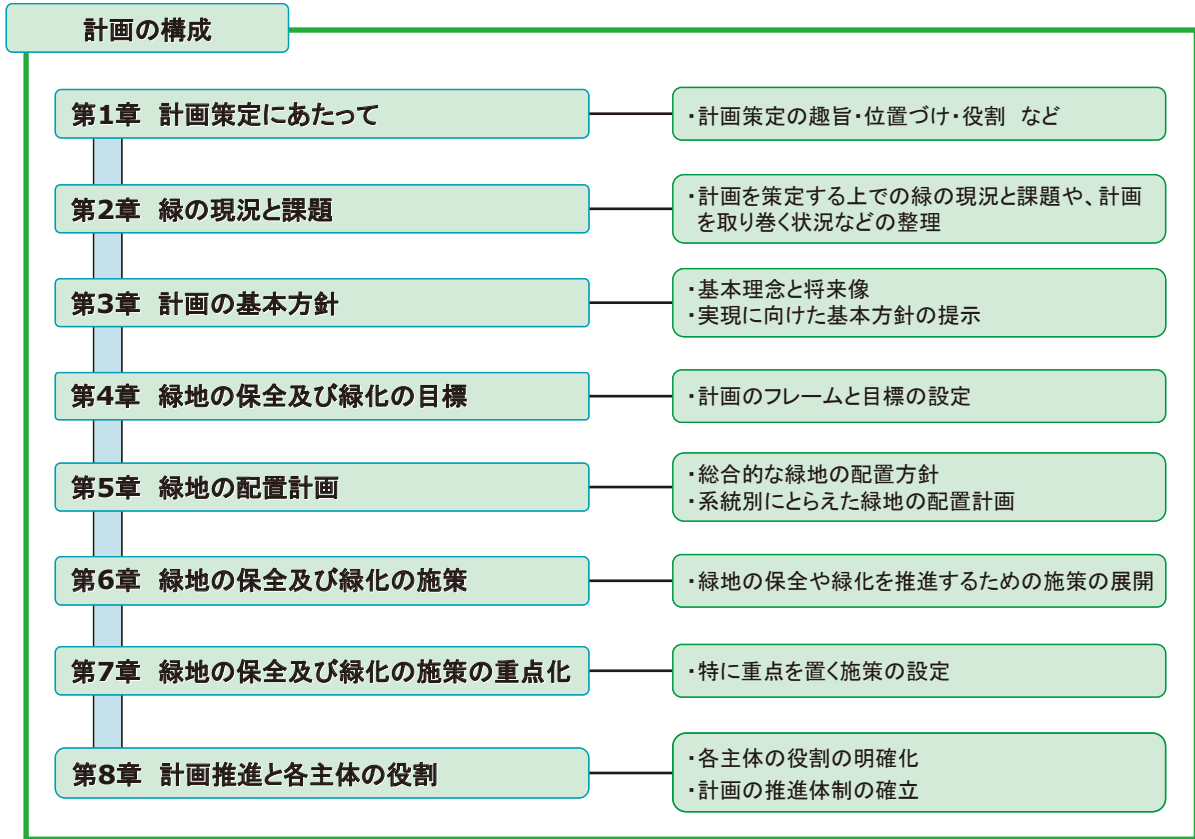
【藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（抜粋）】

（緑の基本計画）

第8条 市長は、市域における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、藤沢市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を定めるものとする。

1-3 計画の構成

本計画は、次の全8章で構成します。



1-4 緑とは

(1) 緑の定義 (※)

本計画において使用する用語のうち、「緑」「緑地」「緑被」「緑化」は使用頻度が高いため、本計画での定義を次のとおり整理します。

●緑

樹木や草花などが単独もしくは一体となって構成されている空間またはそれらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含まれます。

●緑地

「緑」そのものや「緑」と隣接している土地が、「緑」と一体となって、良好な自然的環境や景観を形成しているものを指します。

なお、本計画の「緑地の確保目標」で計上する緑地は、「緑地」のうち、その空間の土地が社会的、制度的に一定の保全、担保がなされているものを指します。

例えば、都市公園のように法律や条例で位置づけられているもの、社寺境内地のように社会通念上一般的に自由に入出りができるもの、民間施設で公開されているものなどです。

●緑被

「緑」に覆われた水平面の面積を指します。「緑被率」は一定の区域における「緑被」の割合のことを指します。

●緑化

緑を創出するための人為的な行為を指します。

(※) 定義としては上記のとおりですが、緑を総括的に扱う場合には「みどり」もしくは「緑」として使用します。

【「緑地の保全及び緑化の目標」(第4章)で定める「緑地」と「緑被」の例】

公園の体育館は、公園として一体となった空間の一つの要素なので「緑地」には計上しますが、「緑」ではないので「緑被」には計上しません。

民家の屋敷林や樹林地など、緑で覆われているものは「緑被」として計上しますが、そのうち法律などによる担保がないものは「緑地」として計上しません。

【緑被率について】

現在、本市で把握している「緑被率」は都市計画基礎調査*のデータを基に、土地利用状況から簡易的に算出しています。本データは、樹林地や草地がある程度まとまって残っている土地が算出対象であります。

【参考】「みどり」とは

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 公園緑地小委員会（国土交通省）では、「みどり」という言葉を次のように位置づけています。

「物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として、「みどり」という言葉を用いることとする。」

緑の基本計画は、

「緑」の永続性を少しでも高いものとする
『緑地の保全』

「緑」そのものを増やすこと
『緑化の推進』

が、めざすべき大きな目標となります。

(2) 緑の機能と役割

緑には、多くの機能があり、市民の安全で快適な生活を支え、うるおいを与えています。また、藤沢の景観を形成するとともに、生きもの^(※)の生息環境をより豊かにしています。

① 緑の防災機能

- ・緑は、避難場所、避難路となります
- ・緑は、自然災害から市民を守ります

【災害時の避難路としての役割をもつ緑道】
(引地川緑道)



② 緑の景観機能

- ・緑は、湘南の風致の形成と、歴史文化を継承します
- ・緑は、地域の優れた景観を形成します
- ・緑は、市街地の景観を演出します

【地域の優れた景観を形成するマツ】
(鵜沼地区)



③ 緑の環境保全機能

- ・緑は、快適な生活環境を形成します
- ・緑は、生きものの生息環境を形成します
- ・緑は、自然の水循環を支えます

【快適な生活環境を形成する緑】
(引地川親水公園と斜面緑地)



④ 緑のレクリエーション機能

- ・緑は、日常的なレクリエーションの場を形成します
- ・緑は、自然とのふれあいの場を形成します
- ・緑は、観光レクリエーションの場を形成します

【身近なレクリエーションの場】
(菖蒲沢境第一公園)



(※) 本計画では、親しみやすさを込めて、主に動植物を指す言葉を「生きもの」に統一しています。

(3) 緑地の分類

緑の基本計画で対象とする緑地は次のとおりです。

計画の目標水準で使用する「都市公園等」については、上記分類のうち、「都市公園」と「都市公園以外」のうち「公共施設緑地」を集計したものです。

【緑地の分類】

分類	項目	名称		
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの 都市公園を除く公共空地 国民公園 自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 公共団体が設置している市民農園 公開している教育施設(国公立) 河川緑地 港湾緑地 農業公園 児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド こどもの国 等	
		都市公園以外	公共施設緑地 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植樹帯 その他の公共公益施設における植栽地等 等
			民間施設緑地 民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設	市民緑地 公開空地 市民農園(上記以外) 一時開放広場 公開している教育施設(私立) 市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド 寺社境内地 民間の屋上緑化空間 民間の動植物園 等
	地域制緑地	法による地域	緑地保全地域(都市緑地法) 特別緑地保全地区(都市緑地法) 風致地区(都市計画法) 生産緑地地区(生産緑地法) 近郊緑地保全区域(首都圏近郊緑地保全法他) 近郊緑地特別保全地区(首都圏近郊緑地保全法他) 歴史的風土保存区域(古都保存法) 歴史的風土特別保存地区(古都保存法) 自然公園(自然公園法) 自然環境保全地域(自然環境保全法) 農業振興地域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律) 河川区域(河川法) 保安林区域(森林法) 地域森林計画対象民有林(森林法) 保存樹・保存樹林(樹木保存法) 景観重要樹木(景観法) 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法) 等	
		協定によるもの	緑地協定(都市緑地法) 景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法)	
		条例等によるもの	条例、要綱、契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 樹林地の保存契約 協定による工場植栽地 等	

赤太字：本計画の「計画の目標水準」として計上しているもの。

出典：「新編 緑の基本計画ハンドブック((社)日本公園緑地協会)」(一部加工)

(4) 緑地の確保目標で計上する緑地

緑地の確保目標で計上する緑地は次のとおりです。

【緑地の確保目標で計上する緑地】

分類	項目	名称		
緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	都市公園	
		都市公園を除く公共空地	緑の広場、憩いの森、江の島自然の森、サムエル・コッキング苑、少年の森、市有山林、健康の森	
	都市公園以外	公共施設緑地	自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路	自転車歩行者専用道、歩行者専用道
			地方自治法設置又は市町村条例設置の公園	市営住宅地内公園、最終処分場跡地広場
			公開している教育施設(国公立)	公立小中学校のグラウンド、神奈川県立体育センター
			河川緑地	1級、2級、準用河川の水面部及び護岸部
			港湾緑地	港湾地区内緑地
			公共団体が設置している運動場やグラウンド	スポーツ広場、大鋸運動広場
			学校の植栽地	公立小中高校の植栽地
			下水処理場等の附属緑地	大清水浄化センター、辻堂浄化センター、ポンプ場敷地の植栽地
			道路環境施設帯及び植樹帯	国道、県道、市道の植樹帯
			その他の公共公益施設における植栽地等	市役所、市民センター・公民館、保健・福祉等関連施設、環境関連施設、神奈川県施設、国施設など、市内の主な公共施設の植栽地
	民間施設緑地	市民農園	遠藤ふれあい農園	
		公開している教育施設(私立)	私立学校の植栽地(小中高校、大学)	
		寺社境内地	寺社境内地	
		その他	ゴルフ場	
	地域制緑地	法による地域	特別緑地保全地区	都市緑地法によるもの
			風致地区	都市計画法による区域のうち、居住地の植栽地
			生産緑地地区	生産緑地法によるもの
			農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律によるもの
保安林区域			森林法によるもの	
地域森林計画対象民有林			森林法によるもの	
条例等によるもの		条例等による緑地の保全地区や緑化の協定地区	自然環境保全地域	
	樹林地の保存契約	条例による保存樹林、保存樹木、保存生垣		
	協定による工場植栽地(協定等緑地)	主要な工場の植栽地、条例による緑化面積		

公園紹介

公園名 新林公園（総合公園）
 公園面積 約16.2ha
 所在地 川名字新林411番1
 供用開始年月日 昭和55年3月31日

概要

新林公園は、藤沢の中心街にほど近い所に残された、緑の谷間に広がる公園です。

周辺の山からの湧水でできた溜め池「川名大池」はバードサンクチュアリになっており、市の鳥カワセミも観ることができます。また、園内には移築保存された江戸時代の古民家や長屋門があり、当時の生活様式の一部をみることができます。

この公園は自然の営みを谷戸のなかで気軽に観察することができる自然の宝庫です。



新林公園パンフレット



川名大池

新林公園 イラストマップ



新林公園へのアクセスマップ

